

# 自動車整備士資格制度改正されます

自動車整備士資格の種類が統合されます。

一級、二級、三級、二輪 のみ記載いたします。

	改正前の種類	改正後の種類
一級	一級大型自動車整備士	→ 一級自動車整備士(総合)
	一級小型自動車整備士	
	一級二輪自動車整備士	→ 一級自動車整備士(二輪)
二級	二級ガソリン自動車整備士	→ 二級自動車整備士(総合)
	二級ジーゼル自動車整備士	
	二級自動車シャシ整備士	
	二級二輪自動車整備士	→ 二級自動車整備士(二輪)
三級	三級自動車シャシ整備士	→ 三級自動車整備士(総合)
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士	
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士	
	三級二輪自動車整備士	→ 三級自動車整備士(二輪)

※2級(総合)の資格取得した場合、直ぐに特定認証工場の整備主任者に選任できます。

## ●技術講習について

上記改定に伴い、現在実施しております「2級ガソリン」「3級ガソリン」の技術講習は、令和8年度前期講習(令和8年5月開講予定)をもって、終了となります。

令和8年度後期技術講習（令和8年10月開講予定）より「2級自動車整備士(総合)」及び「3級自動車整備士(総合)」へ移行されます。

なお、現行の登録試験(学科)におきましては、令和10年3月(令和9年度第2回)の試験が最後となり、これ以降の令和10年10月(令和10年度第1回)の登録試験から、二級、三級共に「総合」の試験のみとなりますので、ご注意ください。

注意1. 現行の技術講習を修了した場合、令和10年3月までに現行の登録試験を受験してください

注意2. 先に現行の登録試験を合格した方は、令和8年度前期講習(令和8年5月開講予定)の講習を受講してください。新課程の講習に移行してから受講した場合、再度「新登録試験」を受験する必要があります。

## ◎技術講習日程

	令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2級 3級		←	→	現行の課程			→		新課程(総合)			

◎登録試験(学科)予定表 ※令和10年10月の試験から新試験(総合)のみとなります。

	令和9年度		令和10年度	
	第1回 令和9年10月	第2回 令和10年3月	第1回 令和10年10月	第2回 令和11年3月
2級	◆現行の試験 ・新試験	◆現行の試験 ・新試験	新試験のみ	新試験のみ
3級				

※「◆」は現行制度養成施設等修了者の為の救済登録試験です。新制度養成施設等の修了者は、新制度の登録試験(学科)しか受験出来ませんのでご注意ください。

◎不明な点等は、振興会 教育課までお問い合わせください。